

令和7年度第1回埼玉地方労働審議会家内労働部会

日時：令和8年1月14日（水）午後1時30分から

場所：埼玉労働局15階会議室

議題	資料
1 部会長代理の指名について	資料1 埼玉地方労働審議会 家内労働部会委員名簿
2 適用者が少数である最低工賃の在り方について	資料2-1 令和7年3月24日付雇均発0324第4号「第15次最低工賃新設・改正計画の実施について」 資料2-2 最低工賃改正手続きの流れ 資料2-3 全国の最低工賃廃止状況（平成28年度以降） 資料2-4 適用委託者数、適用家内労働者数の推移 資料2-5 埼玉県の最低工賃の改正歴
3 埼玉県足袋製造業最低工賃について	資料3-1 埼玉県足袋製造業最低工賃 資料3-2 埼玉県足袋製造業最低工賃額、委託者・家内労働者数の推移
4 埼玉県革靴製造業最低工賃について	資料3-3 令和7年度埼玉県足袋製造業最低工賃実態調査報告書（補充調査を含む改訂版） 資料3-4 委託者意見聴取結果一覧
5 その他	資料4 埼玉県革靴製造業最低工賃 参考資料1 家内労働法（抄） 参考資料2 地方労働審議会令 参考資料3 埼玉地方労働審議会運営規程 参考資料4 埼玉地方労働審議会会議公開要綱

埼玉地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	かねこ なおき 金子 直樹	弁護士
	かわむろ あやみ 禿 あや美	埼玉大学准教授
	すずき なおみ 鈴木 奈穂美	専修大学教授
家 内 労 働 者 代 表	こばやし たかあき 小林 孝彰	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 副事務局長
	たじま ゆきこ 田島 由紀子	全日産・一般業種労働組合連合会 関東地域本部部長
	やじま のりお 矢島 規雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 副事務局長
委 託 者 代 表	いとう まみ 伊藤 麻美	日本電鍍工業株式会社 代表取締役社長
	かとう かずお 加藤 和男	埼玉県商工会連合会 専務理事
	ひろさわ けんいち 廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事

(※敬称略。五十音順。)

雇 均 発 0324 第 4 号
令 和 7 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第 15 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、令和 4 年 3 月 18 日付け雇均発 0318 第 2 号「第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 6 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 7 年度から 9 年度までの 3 年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、第 8 次最低工賃新設・改正計画以降、原則として 3 年をめどに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを 2 年とするなどの対応を図ること。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

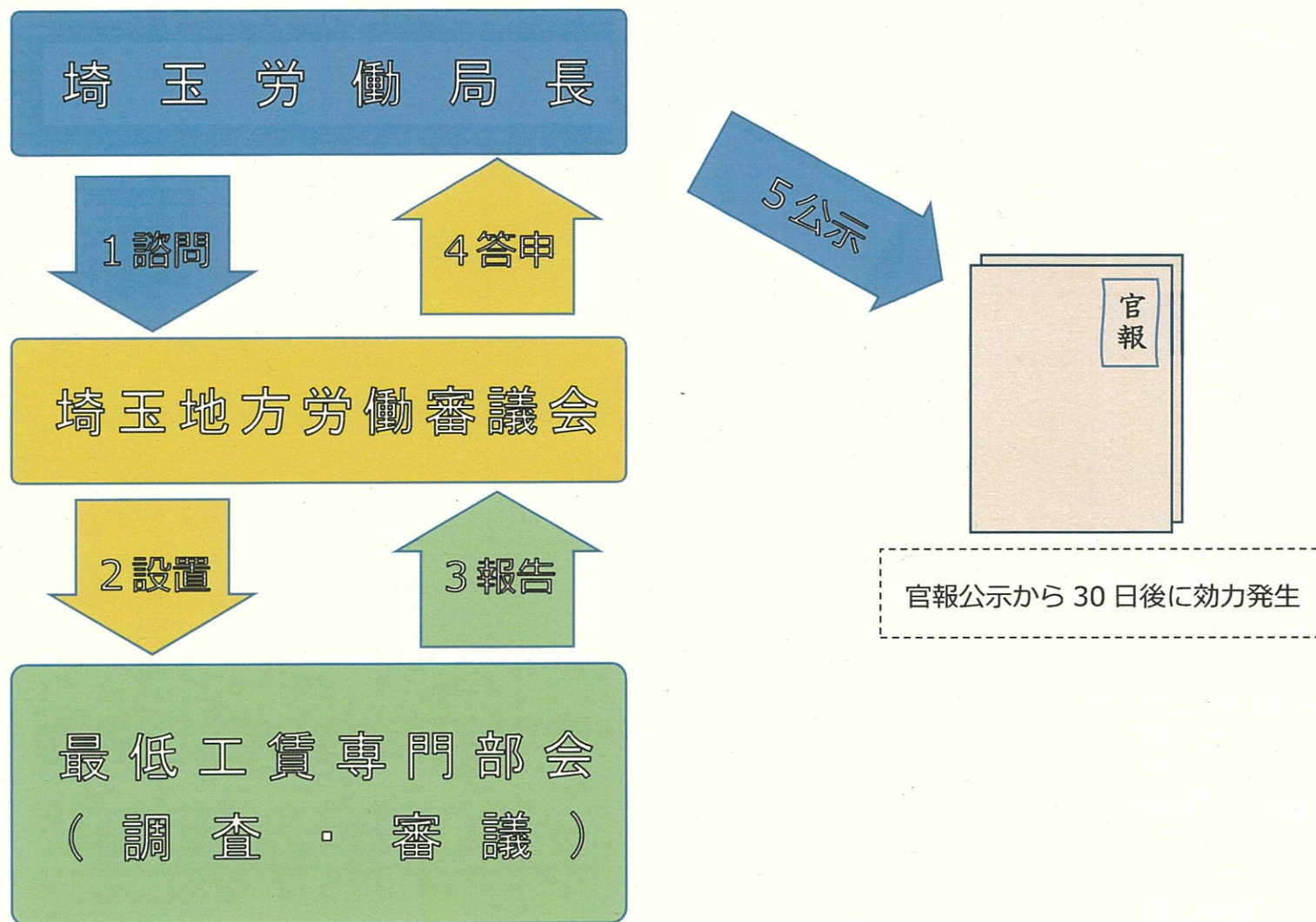
第15次最低工賃新設・改正計画(令和7年4月～10年3月)

別添

局 名	最低工賃件数 (令和7年3月11日時点)	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		件 名	件数	件 名	件数	件 名	件数
01 北海道	1	和服裁縫(改正)	1				
02 青 森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、男子・婦人既製服(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
03 岩 手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1			電気機械器具(改正)	1
04 宮 城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
05 秋 田	2	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1
06 山 形	1	男子・婦人既製服(改正)	1			男子・婦人既製服(改正)	1
07 福 島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2	横縞ニット(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2
08 茨 城	3	婦人・子供既製服(廃止)、男子既製洋服(廃止)	2	電気機械器具(改正)	1		
09 栃 木	2	電気機械器具(改正)	1			電気機械器具(改正)、衣服(廃止)	2
10 群 馬	3	横縞ニット(改正)	1	婦人服(廃止)、電気機械器具(改正)	2		
11 埼 玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)	2	縫製(改正)	1	紙加工品(改正)、電気機械器具(改正)	2
12 千 葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1		
13 東 京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2
15 新 潟	4	洋食器・器物(廃止)、作業工具(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(廃止)、横縞ニット(廃止)	2		
16 富 山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
17 石 川	0						
18 福 井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1
19 山 梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)、貴金属製品(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
20 長 野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
21 岐 阜	3	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2
22 静 岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)	1
23 愛 知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三 重	1			車両電気配線装置(改正)	1		
25 滋 賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京 都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1
27 大 阪	1			男子既製洋服(改正)	1		
28 兵 庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3
29 奈 良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥 取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
32 島 根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡 山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広 島	4	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(廃止)	2	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2
35 山 口	1			学校服(改正)	1		
36 徳 島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(廃止)	1				
37 香 川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛 媛	1			タオル(廃止)	1		
39 高 知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福 岡	2	婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	婦人服(改正)	1
41 佐 賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長 崎	2			男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2		
43 熊 本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(改正又は廃止)	1
44 大 分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮 崎	2	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1
46 鹿児島	1			電気機械器具(改正)	1		
47 沖 縄	1	縫製(改正)	1			縫製(改正)	1
合 計	93		40		43		36

(注) 各年度の最低工賃の件数は令和7年3月11日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

最低工賃改正手続の流れ



全国の最低工賃廃止状況（平成28年度以降）

最低工賃の廃止件数（発効日別）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	4	2	4	0	0	1	1	0	3	1

廃止時における適用委託者数及び適用家内労働者数

	適用委託者数	適用家内労働者数
A	2	14
B	5	26
C	4	17
D	10	29
E	5	40
F	0	0
G	8	26
H	0	0
I	4	53 ※
J	0	0
K	1	3
L	1	7
M	9	18
N	10	19
O	1	41

※延べ数

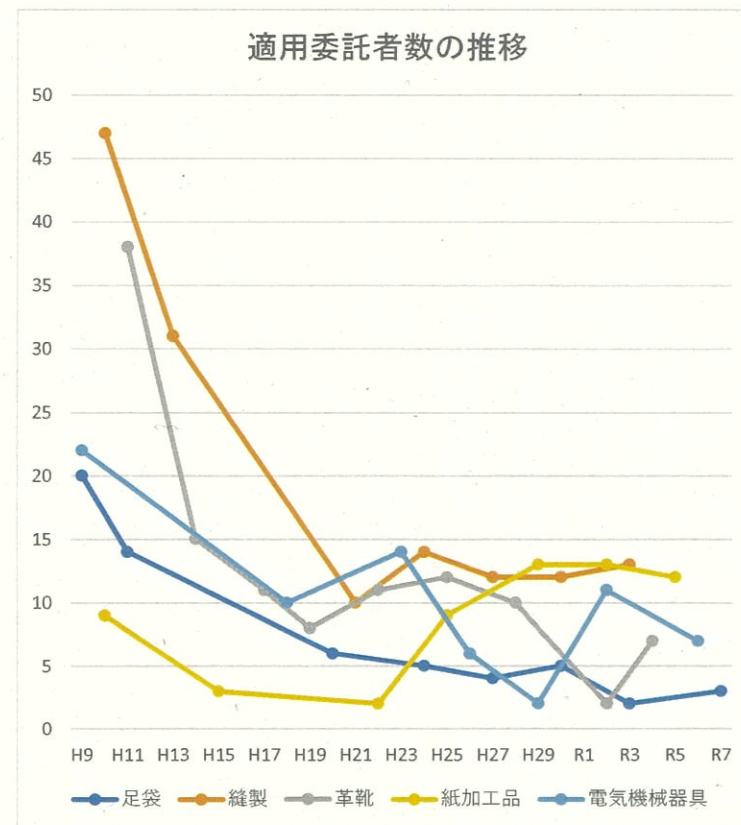
廃止理由として挙げられた事情

- 委託者数が増加する見込みがない
 - ・家内労働者の高齢化にともなう後継者不足
 - ・海外への生産拠点の移転、国内生産の縮小
- 適用委託者数・家内労働者数が減少傾向にある
 - ・直近の実態調査の結果、家内労働者数が廃止基準に照らして著しく少ない
 - ・適用家内労働者数が、廃止基準の100人未満となってから10年が経過している
 - ・過去15年間に亘って、適用家内労働者数が100人を下回る状況が続いた
- 委託者の多くが、委託量の変動はないと回答
- 最低工賃を廃止したときの影響が小さい
 - ・委託者の多くが、最低工賃は「なくてもいい」と回答
 - ・工賃額が市場原理に基づいて決定されている
 - ・最低工賃を上回る工賃の支払いがなされている
- 新しい最低工賃を設定することが困難
 - ・作業内容は多種多様であり、多くの家内労働者に適用する工賃を設定することは困難
 - ・業界自体が縮小傾向にあり、新しい最低工賃を設定する意義が見出しにくい

1 適用委託者数の推移

	足袋	縫製	革靴	紙加工品	電気機械器具
H9	20				22
H10		47		9	
H11	14		38		
H12					
H13		31			
H14			15		
H15				3	
H16					
H17			11		
H18					10
H19			8		
H20	6				
H21		10			
H22			11	2	
H23					14
H24	5	14			
H25			12	9	
H26					6
H27	4	12			
H28			10		
H29				13	2
H30	5	12			
R1					
R2			2	13	11
R3	2	13			
R4			7		
R5				12	
R6					7
R7	3				

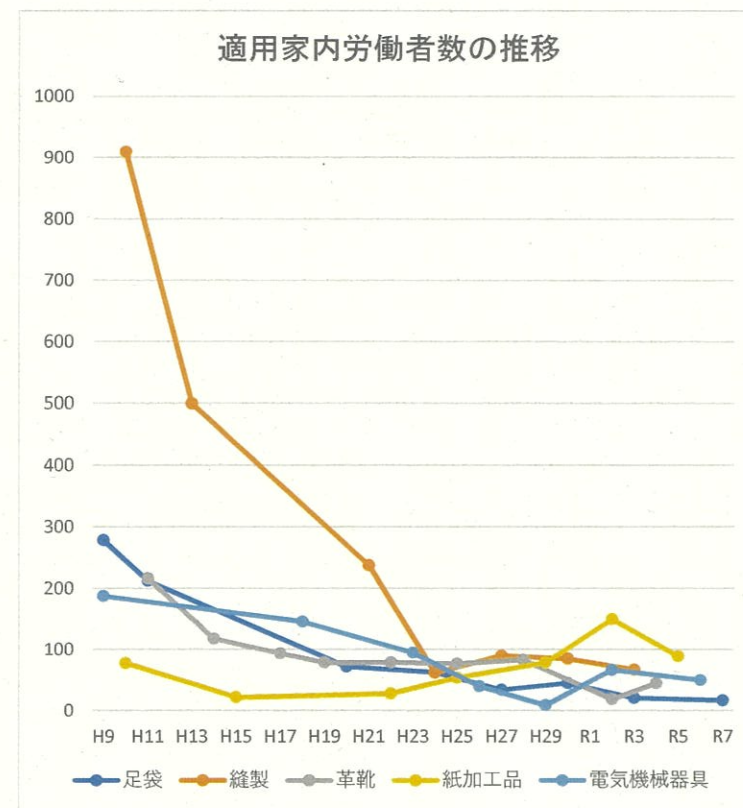
【資料出所：家内労働実態調査（埼玉労働局）】



2 適用家内労働者数の推移

	足袋	縫製	革靴	紙加工品	電気機械器具
H9	278				187
H10		909		77	
H11	212		216		
H12					
H13		500			
H14			117		
H15				21	
H16					
H17			93		
H18					145
H19			78		
H20	71				
H21		237			
H22			78	27	
H23					94
H24	62	61			
H25			76	53	
H26					39
H27	33	89			
H28			82		
H29				78	8
H30	44	84			
R1					
R2			18	149	66
R3	20	66			
R4			44		
R5				88	
R6					49
R7	16				

【資料出所：家内労働実態調査（埼玉労働局）】



埼玉県 lowest 賃金の改正履歴

年度	建設業 最低賃金	電気機械器具製造業 最低賃金	紙加工品製造業 最低賃金	革靴製造業 最低賃金	足袋製造業 最低賃金
S46 (1971)	新設				
S47 (1972)					新設
S48 (1973)					
S49 (1974)					
S50 (1975)					
S51 (1976)					改正
S52 (1977)	改正				
S53 (1978)				新設	
S54 (1979)					
S55 (1980)					改正
S56 (1981)	改正		新設		
S57 (1982)					
S58 (1983)				改正	
S59 (1984)		新設			改正
S60 (1985)	改正		改正		
S61 (1986)					
S62 (1987)		改正	改正	改正	改正
S63 (1988)	改正				
H1 (1989)					
H2 (1990)		改正		改正	改正
H3 (1991)	改正		改正		
H4 (1992)		改正		改正	改正
H5 (1993)	改正		改正		
H6 (1994)		改正			改正
H7 (1995)	改正		改正	改正	
H8 (1996)	改正	改正	改正		改正
H9 (1997)		改正			
H10 (1998)	改正				改正
H11 (1999)				改正	

(注) 新設・改正年度については公示日に基づく

年度	建設業 最低賃金	電気機械器具製造業 最低賃金	紙加工品製造業 最低賃金	革靴製造業 最低賃金	足袋製造業 最低賃金
H12 (2000)					
H13 (2001)					
H14 (2002)				改正	
H15 (2003)					
H16 (2004)			見送		
H17 (2005)				改正	
H18 (2006)		改正			
H19 (2007)					
H20 (2008)				改正	見送
H21 (2009)	見送				
H22 (2010)			見送	改正	
H23 (2011)		見送			
H24 (2012)	見送				見送
H25 (2013)			見送	改正	
H26 (2014)		見送			
H27 (2015)	見送				見送
H28 (2016)				改正	
H29 (2017)		見送	見送		
H30 (2018)	見送 県内労働部会 (廃止せず)	見送 県内労働部会 (廃止せず)	見送 県内労働部会 (廃止せず)		見送 県内労働部会 (廃止せず)
R1 (2019)	(最低賃金調査凍結)				
R2 (2020)		見送	見送	見送	
R3 (2021)					
R4 (2022)					改正
R5 (2023)	改正			改正	
R6 (2024)			改正		
R7 (2025)		改正		○	○
R8 (2026)	○				
R9 (2027)		○	○		

埼玉県足袋製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の工程欄の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。）

10足につき、金額欄に掲げる金額

工 程	金 額
足踏み通し	7 3 円
掛け押し縫い	5 5 円
こはぜ付け	7 4 円
羽縫い	1 0 5 円
甲縫い	1 0 3 円
尻止め	5 5 円
つま縫い	2 2 8 円
まわし縫い	7 7 円
アイロン仕上げ	2 6 9 円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。

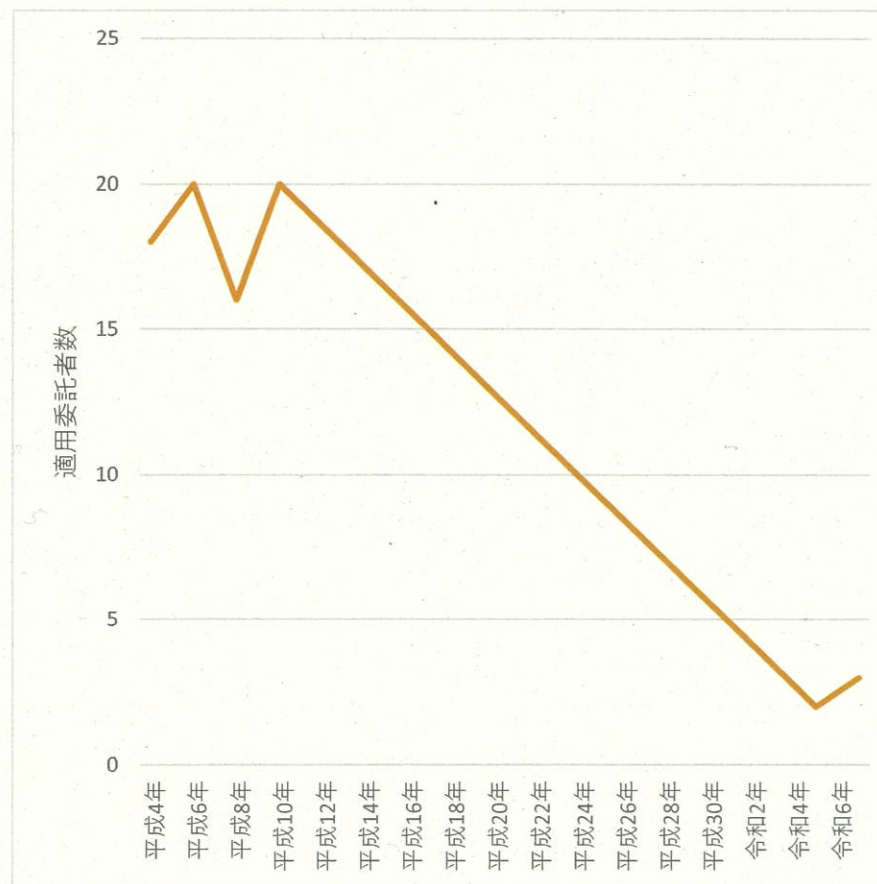
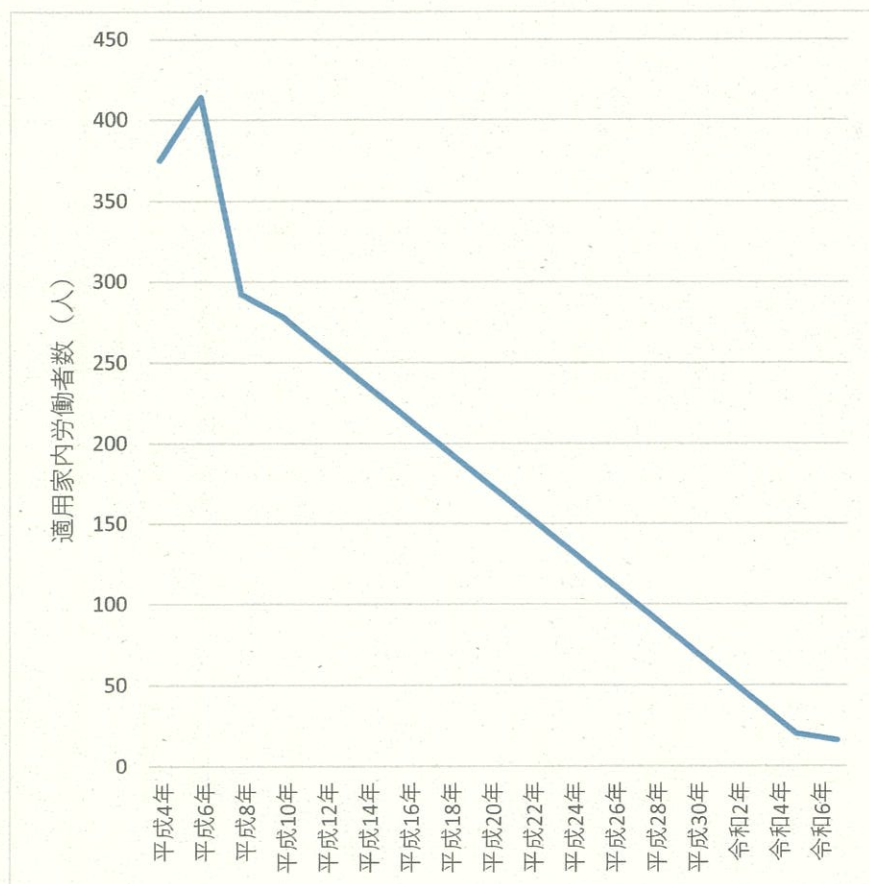
4 効力発生の日 令和5年3月31日

[委託者は次のことを守ってください。]

- 令和5年3月31日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 工賃は、原則として通貨で支払ってください。（家内労働者の同意があれば、預金口座への振り込み、郵便為替による支払いが認められます。）
- 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 家内労働手帳（裏面参考様式）を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 - 1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
 - 2) 工賃の単価、支払日

埼玉県足袋製造業最低工賃の適用委託者数・適用家内労働者数の推移

	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年	令和5年	令和7年
適用家内労働者数	375	414	292	278	20	16
適用委託者数	18	20	16	20	2	3



埼玉県足袋製造業
家内労働実態調査報告書
(補充調査を含む改訂版)

令和7年12月

埼 玉 労 働 局

目次

埼玉県足袋製造業 家内労働実態調査結果 概要	1～3
------------------------	-----

I. 委託者調査結果

1. 調査事業所回答状況及び委託状況	4
2. 規模別委託者数及び家内労働者数	4
3. 工賃の支払い状況(令和7年4月分)	4
4. 足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況(令和7年4月分)	4
5. 工賃の改定状況	
1). 最近2年間の改定状況	5
2). 今後の改定予定	5
6. 委託業務量の状況	
1). 最近2年間の委託業務量	5
2). 今後の委託業務量の見通し	5
7. 家内労働者数の状況	
1). 最近2年間の家内労働者数	5
2). 今後の家内労働者数の見通し	5
8. 家内労働に使用する機械の状況	5
9. 補助材料の家内労働者負担の状況	5
9-2. 家内労働者が負担する補助材料	5
10. 最低工賃分類別工賃額の状況	6
11. 委託条件決定方法	7
12. 最低工賃が廃止となった場合の影響	7
13. 最低工賃が廃止の是非について	7
14. 委託者からの意見(現在の業界の状況や家内労働の委託状況等について).....	8

II. 家内労働者調査結果

1. 回答状況	9
2. 就業形態別 家内労働者数	9
3. 年齢階層別 家内労働者数	9
4. 経験年数別 家内労働者数	9

5. 1か月あたりの就業日数		9
6. 1日あたりの平均就業時間数		9
7. 工賃額の決定方法		10
8. 家内労働を行っている理由		10
9. 最低工賃の認識について		10
10. 最低工賃が廃止となった場合の影響		10
11. 最低工賃廃止の是非について		10
12. 家内労働者からの意見		11

埼玉県足袋製造業家内労働実態調査結果 概要

埼玉労働局労働基準部賃金室

I 調査の実施

1 調査の目的

本調査は、埼玉県における足袋製造業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象委託者及び家内労働者

埼玉県内の足袋製造業の委託者 10 事業所及びその家内労働者（各事業所 1 名）を対象とした。

家内労働者については、委託者 10 事業所に対し、現行の最低工賃が設定されている品目・作業工程に従事している者を優先させることを条件として、委託先の家内労働者の中から任意に 1 名の抽出を依頼した。

3 調査事項

別添調査票の記載項目とした。

4 調査実施年月日

本調査は、令和 7 年 5 月 19 日から同年 6 月 19 日までを調査期間として実施した。

5 調査対象年月日

本調査は、令和 7 年 4 月末日現在（工賃の支払い状況及び足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況については令和 7 年 4 月分、工賃の改定状況・委託業務量の状況及び家内労働者数の状況については最近 2 年間）の状況について実施した。

6 調査方法

調査は、郵送による通信調査で実施した。

2 種類の調査票（委託者用調査票・家内労働者用調査票）を委託者宛に送付し、家内労働者用調査票については当該委託者に対象家内労働者の抽出及び配布を依頼した。

調査票の提出については、委託者、家内労働者ともに、返信用封筒により直接当局へ

送付するよう依頼した。

なお、一部については、電話聴取により回答を得た。

II 調査結果の概要

- 1 委託者調査については、調査対象委託者 10 事業所のうち 10 事業所より回答を得られた（回答率 100.0%）。回答の内訳は、①委託あり：3 事業所、②委託なし：7 事業所という内容であった。なお、委託あり事業所のうち最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数は 3 事業所、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数は 16 名であった。
- 2 家内労働者調査については、業務委託を行っている 3 事業所に所属する 3 名（男性 1 名、女性 2 名）から回答を得た。

III 補充調査の実施

1 調査の目的

調査の結果、足袋製造に係る委託を受けている家内労働者数が 19 人と僅少であったため、すでに回答を得ている 3 人以外の 16 人も新たに調査対象とすることで、全数調査を実施することとした。

2 調査事項

調査票は同一のものを利用した。

3 調査実施期間

補充調査は、令和 7 年 10 月 28 日から同年 11 月 28 日までを調査期間として実施した。

4 調査対象年月日

補充調査についても、令和 7 年 4 月末日現在（工賃の支払い状況及び足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況については令和 7 年 4 月分、工賃の改定状況・委託業務量の状況及び家内労働者数の状況については最近 2 年間）の状況について実施した。

5 調査方法

補充調査は、郵送による通信調査で実施した。

家内労働者用調査票を、委託ありと回答のあった委託者に直接配布し、すでに回答を得ている家内労働者以外の全ての家内労働者への配布を依頼した。

調査票の提出については、返信用封筒により直接当局へ送付するよう依頼した。

IV 補充調査結果の概要

- 1 調査対象者 16 人のうち 8 人より回答を得られた。
- 2 補充調査の回答を含めた集計結果は 4 頁以降のとおりである。

<参考> 委託者数および家内労働者数の変遷

調査年度	H9	H11	H20	H24	H27	H30	R3	R7
調査対象委託者数（事業所）	31	30	27	6	4	6	6	10
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）	20	14	6	5	4	5	2	3
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数（名）	278	212	71	62	33	44	20	16

I. 委託者調査結果

1. 調査事業所回答状況及び委託状況

区分	合計	回答有				回答拒否	未回答
			委託あり	委託なし	廃止等		
調査実施事業所数	10	10	3	7	0	0	0
比率(%)	100.0	100.0	30.0	70.0	0.0	0.0	0.0

2. 規模別委託者数及び家内労働者数

従業員数区分	委託者数 (事業所)	家内労働者数(人)			※1
		男	女	合計	
5人未満	1	1	2	3	3
5人～29人	1	1	14	15	12
30人～99人	1	0	1	1	1
100人以上	0	0	0	0	0
合計	3	2	17	19	16

※1 うち、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数

* 年齢階層・経験年数別区分

年齢 \ 経験年数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
20歳未満	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
20歳以上30歳未満	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
30歳以上40歳未満	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
40歳以上50歳未満	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
50歳以上60歳未満	0:0	0:0	0:0	1:1	0:2	0:0
60歳以上70歳未満	0:0	0:2	0:0	0:0	0:0	0:2
70歳以上80歳未満	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:6
80歳以上	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	1:4
合計	0:0	0:2	0:0	1:1	0:2	1:12

※男女別の人数を、「男性の人数」:「女性の人数」と記載。

3. 工賃の支払い状況(令和7年4月分)

区分	男	女	合計	比率 (%)
30,000円未満	0	4	4	21.0
30,000円以上～50,000円未満	1	4	5	26.3
50,000円以上～70,000円未満	0	6	6	31.5
70,000円以上～90,000円未満	0	2	2	10.5
90,000円以上～110,000円未満	0	1	1	5.2
110,000円以上～130,000円未満	0	0	0	0.0
130,000円以上	1	0	1	5.2
未回答	0	0	0	0.0
合計	2	17	19	100.0

4. 足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況(令和7年4月分)

1か月の平均賃金額	161,609.5円	時給換算の平均額	1,344円 / 時間
1日の平均労働時間	6.5時間 / 日	1か月の平均出勤日数	19.05日 / 月

5. 工賃の改定状況

1). 最近2年間の改定状況

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
上げた	1	33.3
下げた	0	0.0
変わらない	2	66.6
合計	3	100.0

2). 今後の改定予定

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
近く改定予定	1	33.3
変わらない	2	66.6
合計	3	100.0

6. 委託業務量の状況

1). 最近2年間の委託業務量

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増えた	0	0.0
減った	2	66.6
変わらない	1	33.3
合計	3	100.0

2). 今後の委託業務量の見通し

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増える	0	0.0
減る	3	100.0
変わらない	0	0.0
合計	3	100.0

7. 家内労働者数の状況

1). 最近2年間の家内労働者数

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増えた	0	0.0
減った	3	100.0
(その理由)	海外製品の増加	0
	足袋需要の低下	1
	家内労働者の高齢化	3
	社内製造へのシフト	1
	やる人がいない	0
変わらない	0	0.0
合計	3	100.0

2). 今後の家内労働者数の見通し

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増える	0	0.0
減る	3	100.0
変わらない	0	0.0
合計	3	100.0

8. 家内労働に使用する機械※3 の状況

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
機械あり	2	66.6
委託者持ち	1	33.3
労働者持ち	1	33.3
どちらの場合もあり	0	0.0
機械なし	1	33.3
合計	3	100.0

9. 補助材料※4 の家内労働者負担の状況

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
支給している	3	100.0
糸を支給している	3	* 複数回答あり
その他を支給している	2	
支給していない	0	0.0
合計	3	100.0

※3 ミシン(上縫い、爪、工業用)

※4 糸、針、油 等

9-2. 家内労働者が負担する補助材料

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
ある	0	0.0
ない	3	100.0
合計	3	100.0

10. 最低工賃分類別 工賃額の状況

品目	工程		1単位あたり 工賃単価		通常の1時間当 たりの作業量	従事 家内労働者数
			(円)	(銭)	(足)	(人)
婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る）	足踏み通し					
	現行最低工賃	10足につき 73円 00銭	平均			計
	掛け押し縫い					
	現行最低工賃	10足につき 55円 00銭	平均			計
	こはぜ付け		74		110	1
	現行最低工賃	10足につき 74円 00銭	平均			計
			74		110	1
	羽縫い		200		25	1
			230		50	2
	現行最低工賃	10足につき 105円 00銭	平均			計
			220		42	3
	甲縫い		118		110	1
	現行最低工賃	10足につき 103円 00銭	平均			計
			118		110	1
	尻止め		63		150	2
	現行最低工賃	10足につき 55円 00銭	平均			計
			63		150	2
	つま縫い		280		20	1
			260		50	4
			415		30	1
	現行最低工賃	10足につき 228円 00銭	平均			計
			289		42	6
	まわし縫い		77		150	1
	現行最低工賃	10足につき 77円 00銭	平均			計
			77		150	1
	アイロン仕上げ		280		30	1
			365		40	1
	現行最低工賃	10足につき 269円 00銭	平均			計
			323		35	2

* 最低工賃の設定工程・規格に係る業務を委託する3事業所からの個別回答と、その平均値を表示。

* 平均値は全て、従事家内労働者数による加重平均で算出。

11. 委託条件決定方法

区分	委託者数 と 比率	
	(事業所)	(%)
委託者が決める	1	33.3
委託者と家内労働者の話し合いで決まる	2	66.6
家内労働者の要求額で決まる	0	0.0
合計	3	100.0

12. 最低工賃が廃止となった場合の影響

区分	委託者数 と 比率	
	(事業所)	(%)
影響が出るとは思わない	2	66.6
影響が出ると思う	0	0.0
委託工賃額が上がる	0	0.0
委託工賃額が下がる	0	0.0
わからない	1	33.3
合計	3	100.0

13. 最低工賃廃止の是非について

区分	委託者数 と 比率	
	(事業所)	(%)
最低工賃は廃止すべきである	1	33.3
最低工賃は廃止すべきでない	0	0.0
工賃額を上げるべきである	0	0.0
工賃額を下げるべきである	0	0.0
工賃額は現状のままでよい	0	0.0
未回答	0	0.0
どちらでもよい	2	66.6
合計	3	100.0

14. 委託者からの意見(現在の業界の状況や家内労働の委託状況等について)

意見
無し

Ⅱ. 家内労働者調査結果

1. 回答状況

区分	(人)
調査対象数 ※1	19
回答数	11

※1 委託者調査にて「委託あり」と回答した
3事業所が委託する全ての家内労働者

2. 就業形態別 家内労働者数

区分	(人)	(%)
専業	0	0.0
副業	0	0.0
内職	11	100.0
合計	11	100.0

3. 年齢階層別 家内労働者数

区分	男性(人)	女性(人)	合計(人)	(%)
60歳未満	1	1	2	18.1
60歳以上 ～ 70歳未満	0	2	2	18.1
70歳以上 ～ 80歳未満	0	5	5	45.4
80歳以上	1	1	2	18.1
合計	2	9	11	100.0

* 平均年齢 : 71.6歳

4. 経験年数別 家内労働者数

区分	(人)	(%)
3年未満	0	0.0
3年以上 ～ 5年未満	1	9.0
5年以上 ～ 10年未満	0	0.0
10年以上 ～ 30年未満	6	54.5
30年以上 ～ 50年未満	2	18.1
50年以上	2	18.1
合計	11	100.0

* 平均年数 : 25.4年

5. 1か月あたりの就業日数

区分	(人)	(%)
5日未満	0	0.0
5日以上 ～ 10日未満	0	0.0
10日以上 ～ 15日未満	2	18.1
15日以上 ～ 20日未満	1	9.0
20日以上 ～ 25日未満	7	63.6
25日以上	1	9.0
合計	11	100.0

* 平均日数 : 18.4日

6. 1日あたりの平均就業時間数

区分	(人)	(%)
1時間未満	0	0.0
1時間以上 ～ 2時間未満	2	18.1
2時間以上 ～ 4時間未満	5	45.4
4時間以上 ～ 6時間未満	1	9.0
6時間以上 ～ 8時間未満	3	27.2
8時間以上	0	0.0
合計	11	100.0

* 平均就業時間 : 4.0時間 / 日

7. 工賃額の決定方法

区分	家内労働者数 と 比率	
	(人)	(%)
委託者が決める	8	72.7
委託者と家内労働者の話し合いで決まる	3	27.2
家内労働者の要求額で決まる	0	0.0
合計	11	100.0

8. 家内労働を行っている理由

区分	回答数(※複数回答)
生計を維持するため	0
家計を補助するため	7
自分の自由なお金を得るため	4
余暇時間を活用するため	1
事業所に協力を依頼されて	0
合計	12

9. 最低工賃の認識について

区分	家内労働者数 と 比率	
	(人)	(%)
知っていた	1	9.0
知らなかった	10	90.9
合計	11	100.0

10. 最低工賃が廃止となった場合の影響

区分	家内労働者数 と 比率	
	(人)	(%)
影響が出るとは思わない	5	50.0
影響が出ると思う	1	10.0
委託工賃額が上がる	0	0.0
委託工賃額が下がる	1	10.0
わからない	5	50.0
合計	10	100.0

11. 最低工賃廃止の是非について

区分	家内労働者数 と 比率	
	(人)	(%)
最低工賃は廃止すべきである	0	0.0
最低工賃は廃止すべきでない	5	45.4
工賃額を上げるべきである	2	18.1
工賃額を下げるべきである	0	0.0
工賃額は現状のままでよい	2	18.1
その他	1	9.0
どちらでもよい	6	54.5
合計	11	100.0

12. 家内労働者からの意見

年齢	性別	意見
51	女	電気代・備品代が上がる中、工賃が変わらないのはおかしい。
71	女	足袋製造業はまだまだなくてはならない産業。若い人が少なく、高齢者の技術力が必要です。技術力は数年で取得できるものではありません。事実、私はこの仕事が若い頃より好きではありません。今、なぜ続けているかというと、自分自身のためになるからだと思っています。収入が少しでもあれば余裕もあります。早朝起きることも苦になりません。リズム良く生活することで健康・余裕も保てるのであれば、またこの産業を少しでも長く続けるお手伝いができればという思いが大きいです。若い方々にもう少し興味を持っていただけたらと考えます。
76	女	この年齢まで仕事をさせて頂き、ただただ感謝の気持ちでおります。
89	女	特殊な足袋は工賃を上げてもらいたい。

委託者意見聴取結果一覧

1 最低工賃を廃止した場合の影響について

回答者	回答内容
A 社	・最低工賃が廃止になったからといって、工賃を下げる考えはない。 ・廃止になった場合、販売価格を見て、原価だけではなく、最低賃金も考慮し、話し合いにより工賃を決める。一方的に決めるようなことはしない。最低工賃が廃止されたとしても、工賃を決める目安がなくて困るということはない。
B 社	・廃止されたら、個人の作業能率を基に設定することになると思う。今でも、「1 時間にどれくらいできる？」と聞いて、それにもう少しプラスするような設定にしている。 ・家内労働者が高齢になり、家内労働委託をこの先何年続けられるか分からない。
C 社	・最低工賃が廃止になったとしても、近いうちに事業自体なくなってしまうと思うので、影響はないと思う。

2 今後の家内労働委託の展望について

回答者	回答内容
A 社	家内労働委託に関しては、つま縫いを担当している社内の 2 名ではまかなえない分を委託している。委託している数量も多くはないので、家内労働者に辞められたら困るということはない。コロナを機に受注が減り、家内労働者も 2～3 人が辞めた。若い人が集まらない状況にあり、家内労働委託が増えることはない。
B 社	・兄から事業を引き継いだ昭和 47 年当時は家内労働者が 50 人近くいた。 ・コロナを機に受注が減り、その頃に辞める人が多かった。 ・直近で新しく委託した家内労働者は、ハローワーク経由で労働者として採用した人。コロナ前に内職に転換した。 ・新しい人は集まらないので、今いる人を大事にするという方針。そのために、時給を加味した工賃額の設定にしている。 ・募集しても来ないので、家内労働委託が今後増える可能性はない。
C 社	・家内労働者の年齢は、一人は 60 歳台、二人は 80 歳台と高齢。 ・事業自体をいつまで続けられるかという状況。続けられたとして 2～3 年かなと思っている。

埼玉県革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者
 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品 目		規 格		工 程	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及び ひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取 り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに 縁ミシン掛け	811 円
	婦人靴	パンプ ス		裏付き、無飾り及びヒール付 き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取 り、えぐり折り込み部への補強テープの挿 入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに 縁ミシン掛け	685 円
		ショール トブ ーツ		裏付き、ファスナー付き、は ぎ付き（2か所に行うものに 限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取 り、上縁の折り込み部への補強テープの挿 入、ファスナー付け、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,281 円
		サンダ ル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふ ち折り、バックバンド及び美 錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取 り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド 穴あけ並びに美錠付け	616 円
底付け （セメ ンテッ ド方式 による ものに 限る。）	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つ り込み、起毛並びにシャンク又は中しん入 れ並びに本底張付け	689 円
	婦人靴	パンプ ス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つ り込み、起毛並びにシャンク又は中しん入 れ、本底張付け並びにヒール付け	764 円
		ショール トブ ーツ		裏付き、ヒール付き及びスト ム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つ り込み、起毛並びにシャンク又は中しん入 れ、本底張付け並びにヒール付け	883 円
		サンダ ル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つ り込み、起毛並びにシャンク又は中しん入 れ、本底張付け並びにヒール付け	1,107 円
					中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け 及びヒール付け	616 円
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革 （内側）の裁断	140 円
	婦人靴	パンプ ス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	120 円
		ショール トブ ーツ		ファスナー付き、はぎ付き（2 か所に行うものに限る。）及 びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160 円
		サンダ ル	牛革の地生	無飾り、前あき、ふち折り、 バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	130 円

4 効力発生の日 法定どおり（令和5年8月31日）

〔委託者は次のことを守ってください。〕

- 令和5年8月31日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 工賃は、原則として通貨で支払ってください。（家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。）
- 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 - 1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
 - 2) 工賃の単価、支払日

家内労働法（抄）〔昭和四十五年法律第六十号〕

（定義）

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2～3 (略)

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2～3 (略)

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

地方労働審議会令〔平成十三年政令第三百二十号〕

(名称)

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三

分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

埼玉地方労働審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(会長の職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の説明を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命)

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年11月19日から施行とする。

この規程は、平成18年3月9日から施行とする。

この規程は、令和3年12月10日から施行とする。

埼玉地方労働審議会会議公開要綱

第 1 条 この要綱は、埼玉地方労働審議会の本審議会、部会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し埼玉地方労働審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第 2 条 運営規程第 7 条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。

第 3 条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の 10 日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、埼玉労働局において公示する。

第 4 条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催の 4 日前までに、はがき又は電子メールにより雇用環境・均等部企画課あて申し込むものとする。

2 希望者 1 人の申し込みについて、申込書 1 枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第 5 条 傍聴者は、原則として 5 名までとする。

2 傍聴を希望するものがこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話又は電子メールで通知することがある。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第 6 条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第 7 条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

- 2 傍聴人は、審議会開始の 10 分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。
- 3 傍聴人には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し事務局から是正を求め、従わない場合は退去要求を交付し、退去を求めるものとする。

- 2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎又は会議場からの退去命令を発出する。
- 3 上記の退去命令にも従わない場合は、所轄警察へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 公開する審議会であっても、会長又は部会長は会議の一部を非公開とすることができる。

第 10 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 5 日から施行する。